

(ク)補助対象車両と同型・同用途の車両の価格を証明する書類

公募要領の11ページに示す「(ク)補助対象車両と同型・同用途の車両の価格を証明する書類」は、「**買替**」又は「**増車**」、「**書類の有無**」、「**新車購入先**」によって様式及び様式の記入者(証明者)が異なります。
書類を作成する前に、本資料をお読みいただき、手戻りのないようご注意ください。

※ 以下のどれに該当するかを確認し、該当ページのみをご覧ください。

買替 or 増車	書類の有無	新車購入先		ページ
		メーカー等	取次店(民間整備会社等)	
買替	領収書等の証拠書類がある場合	○	○	2ページ
	領収書等が無く当時の販売記録が販売先に残っており、それを証明できる場合	○	○	3ページ
増車	※ 買替であっても「買替前の車両が補助対象車両と同型・同用途でない場合」又は「価格を証明する証拠書類等がない場合」は「増車」扱いとなります。	○		4ページ
			○	5ページ

語句の説明

新車両とは： 廃棄物の収集運搬の用に供する先進環境対応型ディーゼルトラック(補助対象車両)
旧車両とは： 補助対象車両と同型・同用途の車両で先進環境対応型でない車両

実績証明書（別紙 2 - 3 - (1)） ※ 申請者が記入

買替であり、申請者が旧車両の領収書等証拠書類を持っている場合は、実績証明書（別紙 2 - 3 - (1)）及び以下**赤字**に示す証拠書類をご提出ください。

新車両価格を証明できる書類

- ・ **見積書**
- ・ **請求書**
- ・ **領収書（振込明細書でも可）**

旧車両価格を証明できる書類

- ・ **実績証明書（別紙 2 - 3 - (1)）**
また、実績証明書の価格を証明する書類として、
- ・ **領収書等**（新車両と同型・同用途であることが分かる書類を含む）

※ 実績証明書の印鑑は、申請者の「法務局に届けている代表者印」を押印してください。

販売実績証明書（別紙 2 - 3 - (2)） ※ 買替車両の販売者が記入

買替であるが申請者の手元に領収書等が無く、買替車両の販売者の手元に当時の販売記録が残っており、それを証明できる場合は、販売実績証明書（別紙 2 - 3 - (2)）及び以下**赤字**に示す証拠書類を添付してください。

新車両価格を証明できる書類

- ・ 見積書
- ・ 請求書
- ・ 領収書（振込明細書でも可）

旧車両価格を証明できる書類

- ・ **販売実績証明書（別紙 2 - 3 - (2)）**
また、販売実績証明書の価格を証明する書類として、
- ・ **販売記録**（新車両と同型・同用途であることが分かる書類を含む）

※ 販売実績証明書の印鑑は、買替車両販売者の「法務局に届けている代表者印」を押印してください。

※ 買替であっても買替前の車両が補助対象車両と同型・同用途でない場合又は価格を証明する証拠書類等がない場合を含む。

価格証明書（別紙 2 - 3 - (3)） ※ 車両の販売者が記入

増車（もしくは増車扱い）の場合で、新車両の購入先が、自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカーの場合は、価格証明書（別紙 2 - 3 - (3)）及び以下赤字に示す証拠書類を添付してください。

購入先： 自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカー

新車両価格を証明できる書類

- ・ 見積書
- ・ 請求書
- ・ 領収書（振込明細書でも可）

旧車両価格を証明できる書類

- ・ 価格証明書（別紙 2 - 3 - (3)）

※ 価格証明書の印鑑は、新車両販売者の「法務局に届けている代表者印」を押印してください。

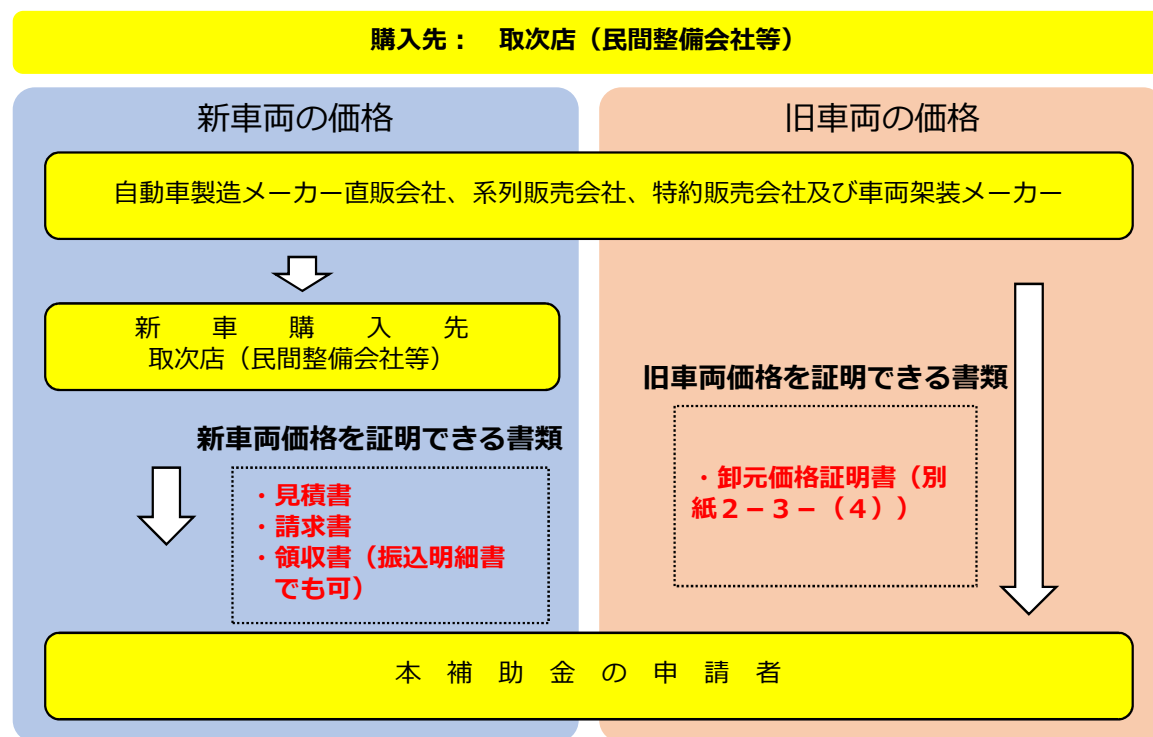
増車の場合（新車両購入先が取次店の場合）

※ 買替であっても買替前の車両が補助対象車両と同型・同用途でない場合又は価格を証明する証拠書類等がない場合を含む。

卸元価格証明書（別紙2-3-(4)）

※ 自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカーが記入

増車（もしくは増車扱い）の場合で、新車両の購入先が、取次店（自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカー以外）の場合は、卸元価格証明書（別紙2-3-(4)）及び以下赤字に示す証拠書類を添付してください。

ここがポイント 

旧車両価格の証明者は、自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカーになります。

【解説】

取次店（民間整備会社等）から新車両を購入した場合、旧車両価格証明書の作成は、自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカーに依頼してください。なお、その場合の新車両価格は、取次店（民間整備会社等）の販売価格としてください。

※ 卸元価格証明書の印鑑は、自動車製造メーカー直販会社、系列販売会社、特約販売会社及び車両架装メーカーの「法務局に届けている代表者印」を押印してください。